

# 平成 27 年度 第 2 回大阪府社会教育委員会議

日時 平成 27 年 9 月 25 日（金） 9 時 30 分～11 時 15 分  
会場 大阪府庁別館 6 階 委員会議室

## 1 開会

## 2 議事

### (1) 大阪府子ども読書活動推進計画の策定について

- ① 大阪府における子どもの読書活動推進の取組み調査結果について
- ② 「第 3 次大阪府子ども読書活動推進計画」（たたき台）について

#### <論点>

- ・ 第 3 次計画の対象となる「読書」の範囲について
- ・ 第 3 次計画で「重点的に取り組むべき項目」、「目標」、「成果指標」について
- ・ 第 3 次計画で特に重要だと思われる施策について

### (2) その他

- ① 専門部会に関する報告

## 3 閉会

---

### <配付資料一覧>

- 1 大阪府社会教育委員会議 委員名簿
- 2 大阪府における子どもの読書活動推進の取組み調査結果の概要
- 3 「第 3 次大阪府子ども読書活動推進計画」（たたき台）
- 4 「第 3 次大阪府子ども読書活動推進計画」（必要な施策を議論するためのアイデアの整理）
- 5 平成 27 年度第 1 回大阪府社会教育委員会議議事骨子
- 6 大阪府立中之島図書館カフェ事業者公募・報道提供資料

平成 27 年度 第 2 回大阪府社会教育委員会議 配席図

日 時 平成 27 年 9 月 25 日 (金) 9 時 30 分～  
場 所 大阪府庁別館 6 階 委員会議室

萩原 議長

土居 副議長

岸村 委員

面屋 委員

藤田 委員

竹下 委員

村田 委員

藤井 委員

杉島 委員

北浦 委員

尾崎 委員

大阪府立中央図書館司書部長  
吉川 逸子  
主任社会教育主事  
郷 文子  
総括主査  
裏門 幸起子  
課長補佐  
日下部貴美子  
地域教育振興課長  
津田 清



入 口

## 平成 27 年度大阪府社会教育委員名簿

平成 27 年 9 月 25 日  
(敬称略)

区分	所属・職名	名前
学校園教育関係者	大阪市立学校図書館協議会 役員 (大阪市立神路小学校長)	岸村 良子
	大阪府学校図書館協議会 会長 (岸和田市立山直中学校長)	藤田 弘
	大阪府高等学校図書館研究会 会長 (大阪府立高津高等学校長)	村田 徹
社会教育関係者	八尾市(市長会会長市)教育委員会事務局 生涯学習部 生涯スポーツ課長	杉島 敏則
	千早赤阪村(町村長会会長町村)教育委員会事務局 教育課長	北浦 秀明
	大阪公共図書館協会 会長 (寝屋川市立中央図書館長兼分館長)	尾崎 安啓
	一般財団法人大阪国際児童文学振興財団 理事・主任専門員	土居 安子
家庭教育関係者	大阪府子ども文庫連絡会 代表	藤井 郁子
	大阪府 PTA 協議会 副会長	長谷川 秀美
学識関係者	京都ノートルダム女子大学 人間文化学部長兼人間文化研究科長	岩崎 れい
	大阪樟蔭女子大学 学芸学部 教授	萩原 雅也
	平安女学院大学短期大学部 保育科 教授	金子 真理
	日本児童図書出版協会 会長 (株式会社評論社 代表取締役社長)	竹下 晴信
	大阪府書店商業組合 理事長 (株式会社清風堂 代表取締役社長)	面屋 龍延

## 平成27年度「大阪府における子ども読書活動推進の取組み調査」結果の概要

## 1 調査対象

## ① 学校（全回答数：1,841件）

	公立			私立			国立		
	調査数	回答数	回収率	調査数	回答数	回収率	調査数	回答数	回収率
小学校	1001	1001	100.0%	17	14	82.4%	3	3	100.0%
中学校	469	469	100.0%	65	51	78.5%	3	1	33.3%
高等学校	177	177	100.0%	103	78	75.7%	3	1	33.3%
支援学校	45	45	100.0%				1	1	100.0%

## ② 幼稚園（全回答数：502件）

	公立			私立			国立		
	調査数	回答数	回収率	調査数	回答数	回収率	調査数	回答数	回収率
幼稚園	327	327	100.0%	425	174	40.9%	1	1	100.0%

## ③ 図書館

	調査数	回答数	回収率
図書館	161	161	100.0%

## ④ 公民館(類似施設)、青少年教育施設（全回答数：292件）

	調査数	回答数	回収率
公民館(類似施設)	229	229	100.0%
青少年教育施設	63	63	100.0%

## ⑤ 保育所（全回答数：811件）

	公立			民間		
	調査数	回答数	回収率	実施数	回答数	回収率
保育所	318	312	98.1%	969	499	51.5%

## ⑥ 保健センター

	調査数	回答数	回収率
保健センター	78	78	100.0%

## ⑧ 児童・生徒(全回答数：3,750人) ⑨ 保護者（全回答数：3,160人）

	学校数	調査数	回答数	回収率
小学6年生 児童	43	1327	1261	95.0%
保護者		1327	1142	86.1%
中学3年生 生徒	39	1319	1249	94.7%
保護者		1319	1060	80.4%
高校3年生 生徒	33	1255	1240	98.8%
保護者		1255	958	76.3%

## ⑦ 市町村教育委員会

	調査数	回答数	回収率
市町村教育委員会	43	43	100.0%

## 2 調査の結果概要

## ① 学校（小学校・中学校・高等学校・支援学校）

- 学校図書館の開館状況は、「平日毎日」開館している学校が5年前に比べて増加しているものの、いまだ、公立小学校では27.0%、公立中学校で32.3%の学校は、毎日開館されていない。また、開館時間も限定的であり、「全日開館」している学校は、15~35%といずれの校種でも低い。

私立学校については、公立学校より「平日毎日」、「全日開館」の割合が高くなっている。

- 公立図書館との連携について、公立小学校は90.5%と高い割合で実施されている。一方、公立中学校は、5年前と比べて増加しているものの56.9%にとどまっている。また、公立高等学校、支援学校では、25%程度であり、5年前と比べて減少している。

平日毎日図書館を開けている学校	H27	H22
公立小学校	72.6%	69.0%
公立中学校	63.3%	57.0%
公立高等学校	94.4%	95.8%
公立支援学校	60.0%	52.8%

連携していない理由については、「連携したいができていない」が、公立小学校では連携未実施校の3分の2を、公立中学校、公立支援学校では、半数を占めている。

公立高等学校は、「連携する必要がない」が過半数を超え、連携の必要性を教職員があまり感じていない。

公立図書館と連携している私立学校の割合は30%に満たず、連携をしていない理由は「連携する必要がない」が多い。

- ・ ボランティアとの連携は、公立学校のいずれの校種でも増加している。しかし、校種間の差は大きく、公立小学校が86.2%と高いのに比べ、公立中学校では49.5%、公立支援学校では、35.6%、公立高等学校では16.4%と低くなっている。

また、連携をしたいができていない理由としては、いずれの校種でも「ボランティアがいない」が多く挙げられている。

私立学校については、小学校で58.8%、中学校や高等学校で数%という現状である。

- ・ 学校で実施されている読書活動推進の取組みとして、「図書館利用のオリエンテーション」はいずれの校種でも実施されていることがわかる。

また、公立小学校では、「一斉読書」、「図書を読み聞かせ」、「教室に本を設置する」などが90%以上と高いことに加え、「コンクールへの参加」も85.2%と多くの学校で取り組まれているが、「家読の推奨」(36.3%)や「ノーテレビノーゲーム日などの取組みの推奨」(8.1%)など家庭をまきこんだ取組みは、少ない。

公立中学校では、「一斉読書」、「教室に本を設置」、「コンクールへの参加」などが70%前後と多くの学校で取り組まれているが、「ビブリオバトル」(5.8%)や「ブックトーク」(16.2%)、「教職員による本の紹介」(39.2%)等、子どもがいろいろな本に出会えるような取組みは少ない。

府立高等学校では、「必読書や推薦図書のコーナーの設置」(89.3%)、「教職員や学校図書館担当職員による本の紹介」(65%程度)と本を紹介する取組みが多く実施されているが、「一斉読書」(12.4%)、「ビブリオバトル」(9.0%)など、子どもが本を読むきっかけになる取組みは少ない。

- ・ 児童・生徒が本を読みたくるために有効な取組みとしては、小中高とも学校図書館の充実(蔵書の充実、借りやすさ、雰囲気改善)と回答する学校が多かった。

## ② 幼稚園・保育所(認定こども園は、それぞれの形態に応じてどちらかに含まれる。)

- ・ 保護者への啓発を実施する公立幼稚園・保育所が95%を越えている。その要因の一つには、今回、新たに調査項目に加えた「家庭への絵本の貸出」が公立幼稚園では80.4%、公立保育所では、76.0%と高い割合で実施されていることがある。また、「おすすめ絵本の紹介」(公立幼稚園68.6%、公立保育所52.0%)も5年前に比べて増えている。

私立幼稚園、民間保育所における保護者への啓発については、公立幼稚園・保育所に比べると若干割合が少ないものの私立幼稚園67.8%、民間保育所81.6%と5年前に比べて増えている。

- ・ 絵本ルームについては、公立幼稚園が、公立保育所や私立幼稚園に比べて充実している。(設置状況、絵本の冊数)
- ・ 公立図書館との連携は、公立幼稚園、公立保育所とも70%前後と5年前とほぼ変わらない。

連携していない理由については、「連携したいができていない」施設が未実施の4分の3を占めている。

公立保育所は、「団体貸出」(83.9%)を、公立幼稚園(55.2%)に比べ多く実施しており、連携を望む内容としても「団体貸出」が52.9%と一番多く、本の充実を望んでいることがわかる。

また、幼稚園や保育所が、公立図書館との連携として望んでいるのは、「司書の派遣」「団体貸出」である。

私立幼稚園や民間保育所における公立図書館との連携は、私立幼稚園22.4%、民間保育所38.9%という現状である。

	絵本ルームがある	うち蔵書冊数が500冊以上
公立幼稚園	96.6%	67.4%
公立保育所	77.2%	39.8%
私立幼稚園	85.1%	39.9%
民間保育所	78.4%	37.6%

### ③ 図書館

- ・ 子どもの読書活動推進の取組みとして、「読み聞かせやおはなし会」は96.9%とほとんどの公立図書館で実施されている。次いで「子ども向け資料の展示」(78.9%)が実施されている。
- ・ 障がいのある子どもに配慮した「おはなし会の実施」については、5年前と比べて大きく減少している。
- ・ 外国人の子どもへの読書支援の取組みとしては、「外国語の絵本・児童書の配備」が62.1%と半数以上の館で取り組まれている。「おはなし会の実施」は、9.3%と少ないものの5年前と比べて比べると増えてきている。
- ・ ボランティアとの連携は、90.1%とほとんどの公立図書館で行われている。ボランティアに対する研修は、図書館主催では33.8%、ボランティア主催では26.9%とあまり実施されていない。

### ④ 公民館(公民館類似施設)・青少年教育施設

- ・ 子ども読書活動の推進に関わる取組みについては、公民館、青少年教育施設の両方とも、「施設が企画する取組み」、「読書ボランティアが施設を利用して実施する取組み」が15~30%と低い割合である。
- ・ 公立図書館との連携についても、「行っていない」が公民館59.8%、青少年教育施設で74.6%とあまり連携されていない。その理由としては「取組む必要が無い」が、公民館で78.8%、青少年教育施設で59.6%と多い。

### ⑤ 保健センター

- ・ 4ヶ月健診等で「乳児と保護者が一緒に絵本を楽しむ取組み」について実施している保健センターは、85.9%と5年前とあまり変わっていない。
- ・ また、4ヶ月健診等以外の取組みでは、「1歳半健診時の絵本の読み聞かせ等」(26.9%)、「3歳半健診時の絵本の読み聞かせ等」(28.2%)、「出産前教室などでの絵本の読み聞かせ等」(12.8%)が増加傾向にあるが、実施している割合は低い。反対に「図書館の利用案内や絵本リスト等の配布」

(50.0%)と、半分の保健センターで実施されているものの5年前と比較すると20%も減少している。

#### ⑥ 教育委員会

- ・ 子ども読書活動の推進に関わる組織について、「庁内の組織」は5年前とあまりかわっていないが、「外部有識者を交えた組織」は、減少している。

#### ⑦ 児童・生徒・保護者

- ・ 「本を読むことが好きな」児童・生徒の割合は、小学6年生44.2%、中学3年生38.9%、高校3年生32.6%と年齢が進むにつれて減少するものの10%程度の差である。
- ・ しかし、平日、休日に関わらず少しでも「本を読む人数」の割合になると、小学6年生87.2%、中学3年生75.4%、高校3年生50.9%と年代があがるにつれ40%近く減少している。
- ・ 本を読まない理由としては、「本が好きでない」とする子は小学6年生で5.7%、中学3年生で11.1%、高校3年生で16.2%と低い割合である。
- ・ 「本は好きだが読まない」理由としては、「時間がない」が多い。「時間がない」理由としては、回答の多い順に、小学6年生では「ゲーム」、「習い事やスポーツ活動」、「友達との遊び」、中学3年生では「塾や勉強」、「部活動や生徒会」、「テレビやインターネット」、高校3年生では「塾や勉強」「テレビやインターネット」、「電話やメール、SNS」となっている。また、「読みたい本がないから」という理由は、各年代とも25%を越えている。
- ・ 電子書籍については、平日、休日の両方とも全体の70%以上が読んでいない。
- ・ 「読む本をどのように手に入れるか」については、「書店で買う」がどの年代でも一番多く、小学6年生で65%、中学3年生、高校3年生では75%を占めている。小学6年生については、「学校図書館で借りる」も62.1%と高く、学校図書館が利用されていることがわかるが、中学3年生、高校3年生では、15~25%と低い状況である。
- ・ 読む本の選び方については、「書店や図書館で見て、気になった本」や「自分の好きなジャンルの本」がいずれの年代も60%を超えている。また、「アニメや漫画の原作や関連の本」も、40%前後と高い割合である。
- ・ これまでの読み聞かせを「よくしてもらった」または「ときどきしてもらった」割合は、「小学校に入学する前」には85.1%と平成23年度の大阪府学力・学習状況調査(小6、中3実施)と比べて高い割合であるものの、「小学校低学年」では、50.1%、「小学校高学年」では、9.0%と大きく減少している。
- ・ 保護者が読み聞かせ以外に実施している読書のきっかけづくりとしては、「子どもが読みたがる本を買う」「子どもと一緒に書店に行く」が高い割合で回答されている。
- ・ 読み聞かせの有無と子どもの読書好きとの間には、「小学校に入学する前の読み聞かせ」、「小学校低学年での読み聞かせ」と相関関係がある。

## 第3次大阪府子ども読書活動推進計画(たたき台)

## I 計画策定にあたって

## 1 なぜ計画の策定が必要か(計画策定の背景)

平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年法律第154号。以下「推進法」という。)が成立しました。

この法律では、子どもの読書活動の推進に関して、基本理念を定め、国や地方公共団体の責務等を明らかにしています。また、国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定・公表すること、4月23日を「子ども読書の日」とすること等を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進め、子どもの健やかな成長に資することとしています。

## 子どもの読書活動の推進に関する法律(抜粋)

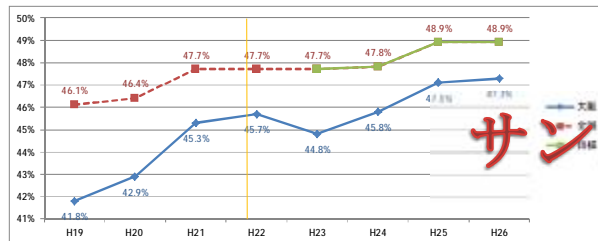
## (基本理念)

第2条 子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

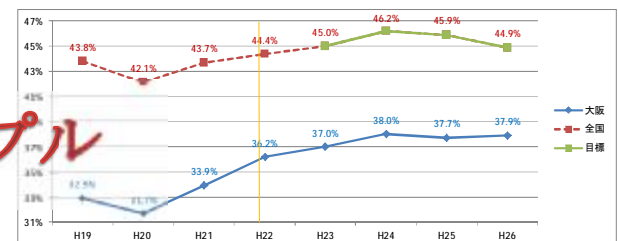
この基本理念に基づいて、大阪府は「大阪府子ども読書活動推進計画」(以下、「第1次計画」という。)を平成15年1月に、第2次大阪府子ども読書活動推進計画(以下、「第2次計画」という。)を平成23年3月に策定し、取組みを進めてきました。

しかし、「全国学力・学習状況調査」(文部科学省)などの大阪の子どもの読書に関する調査結果を全国と比較した場合、「読書が好き」、「平日授業以外で本を読まない等」の指標は悪く、依然として読書離れが顕著であるといわざるをえない状況にあります。

「読書が好き」な児童・生徒の割合・小6

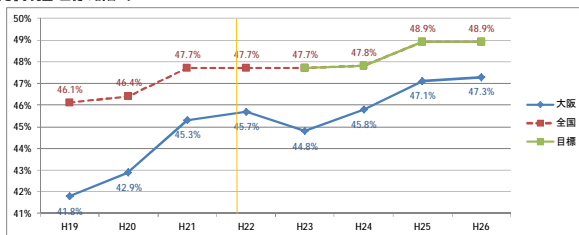


「読書が好き」な児童・生徒の割合・中3

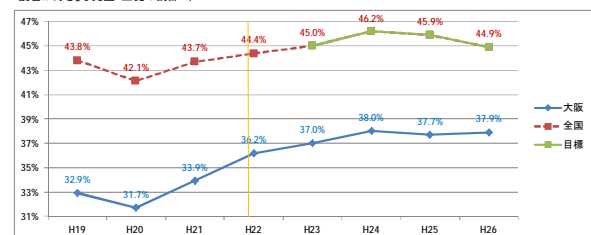


全国学力・学習状況調査(文部科学省)

「読書が好き」な児童・生徒の割合・小6



「読書が好き」な児童・生徒の割合・中3



全国学力・学習状況調査(文部科学省)



大阪府では、この状況を重く受け止め、平成 26 年度に児童・生徒と保護者、関係機関を対象に独自にアンケート調査を実施しました。

(アンケート調査の結果概要について簡単に記載)

こうした現状分析をふまえ、また、有識者や府民の皆さんからの意見をいただきながら、「第 3 次大阪府子ども読書活動推進計画」(以下、「第 3 次計画」という。)を作成します。第 3 次計画では、第 2 次計画で掲げた「読んでみたいと思う本が、子どもの周りにある」「本を紹介する人が、子どもの周りにいる」という観点から読書環境づくりを進める」視点を継承しつつ、子どもの成長段階や生活の場所に応じてどのような働きかけを行うことが必要かを示すとともに、そのために行政、家庭、学校、地域、事業者が果たす役割を明確にします。

また、子どもの読書活動推進について府民の関心と理解を深め、協力の輪を広げるために、大人への働きかけを計画に位置づけています。

## 2 この計画はどのような性格を持っているか

この計画は、推進法第 9 条第 1 項に基づく「都道府県子ども読書活動推進計画」となるものです。大阪府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の基本的な方向、戦略、目標及び推進姿勢等をこの計画で定めるとともに、具体化するための事業の実施スケジュールを策定します。

### 子どもの読書活動の推進に関する法律(抜粋)

(地方公共団体の責務)

第 4 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第 9 条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 略

## 3 計画の目標時期

平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間

## 4 計画を推進する体制

この計画は、子どもの成長段階に応じて、様々な活動の場所で施策を推進する必要があることから、大阪府教育委員会事務局市町村教育室地域教育振興課を事務局とし、府立図書館、教育委員会事務局の企画担当所管課及び学校関係所管課並びに子どものライフステージに関係する知事部局の関係課で構成する「第 3 次大阪府子ども読書活動推進計画実行委員会」を設置し、緊密な連携に基づき、計画を推進していきます。

また、市町村、PTA、地域のボランティア、書店業界や出版業界をはじめとした民間事業者等と協力し、施策を進めていきます。

## II 基本的な視点

### 1 基本理念

#### (1) 目標

読書は、私たちが未知の世界へ連れ出し、様々な感情を湧き起こします。時に勇気を与え、感性を磨き、新たなものを創造する源となり、豊かな心を育む助けとなります。

また、読書を通じて、知識を獲得し、思考を深化し、相手に伝えるための表現を磨くことができます。これは、多様な情報社会で暮らしていくうえで必要となる、自らの課題に応じて正しい情報を取捨選択し、理解し、活用することができる力をつけることにつながります。

読書はまさに生きる力を育むものと考えます。

3次計画では、こうした理念に基づき、「子どもが、読書を楽しんでいる。未来を生き抜く力の一つとして読書習慣を身につける。」ことを目標として、社会全体で読書活動の推進に努めていきたいと考えます。

#### <この計画における読書とは>

この計画では、読書を、一冊の本を読み切る通読だけでなく、調べ学習のように必要な資料を読み取り活用すること、読み聞かせ（子どもに対する絵本などの音読）など、自分以外の人に読んでもらうことも読書として位置づけています。

#### (2) 成果指標

子どもの読書活動を推進するために、府、市町村をはじめ関係者の理解のもと、共通の目標を掲げ、達成に向けて協力して取組みを行っていきます。

その成果や達成度を客観的な指標により把握することで、施策の有効性の検証と計画の見直しを行っていきます。

この計画の成果指標として次の項目を掲げます。

- ◆ 「読書が好き」な子どもの割合を、全国平均以上とします。

※全国学力・学習状況調査（文部科学省）の資料を用いる。

### 2 子どもの読書活動推進のために私たちは何をすべきか

#### (1) 子どもの自主的な読書活動の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するために、家庭、地域、学校が担うべき役割を明確にし、国や地方自治体、企業、民間団体等が連携を図りながら、子どもたちが読書に親しむ機会を提供します。

#### (2) 子どもの読書活動を支える環境の整備と人材の確保

子どもの読書環境の地域格差の改善に努めます。

また、成長段階に応じて読書に親しめるように配慮した環境作りが大切であることから、子どもが読書に親しむ機会の提供、施設・設備の整備やそれを支える人材の育成に努めます。

#### (3) 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

読書活動の意義や重要性について広く普及・啓発し、社会的機運の醸成を図ります。

(※上記(1)～(3)について行政、家庭、学校、地域、事業者の役割を記述)

### Ⅲ 推進の方向性

#### 1 重点的に取り組むべき項目

- (1) 家庭、学校、地域、街なかで、子ども（又は乳幼児や児童）への読み聞かせの機会を拡大します。
- (2) 読書離れが進む中高生が読みたいと思う魅力的な本と出合う機会を増やします（又は、きっかけづくりを進めます）。
- (3) 公立図書館司書や学校司書、司書教諭等の教員、保護者、読書ボランティア等、子どもの読書活動に関わる人材のスキル向上に努めるとともに、支援人材同士で、相談・協力・連携できるネットワークづくりを進めます。

#### 2 目的に応じた施策

##### (1) 子どもへの働きかけ

- ① 本と出会う（きっかけの提供）
- ② 本と親しむ・たくさん読む（本を読むことの習慣化）
- ③ 目的に応じて読む（読む力の育成）
- ④ 本から学ぶ（本から学び、考える機会の提供）

##### (2) 大人への働きかけ

- ① 支援する人をつくる・育てる（人づくり）
- ② 支援する人をつなげる（体制づくり）
- ③ 読書の大切さを伝える（社会的気運の醸成）

### Ⅳ 施策の体系

#### 1 成長場面に応じた施策

- (1) 乳児期
- (2) 幼児期
- (3) 小学生期
- (4) 中学生期
- (5) 高校生期等
- (6) 特別な支援を必要とする場合

#### 2 生活場面に応じた施策

- (1) 公立図書館・図書室
- (2) 保育所・幼稚園
- (3) 学校
- (4) 家庭
- (5) 地域活動
- (6) 街なか

#### 3 施策マップ

### Ⅴ 体制の整備

- 1 大阪府の取組み
- 2 市町村の取組み
- 3 保育機関・学校の取組み
- 4 民間事業者の取組み
- 5 地域の取組み
- 6 ネットワークの形成

## VI 主要施策の行程表

## VII 大阪府における子どもの読書活動の状況等

- 1 子どもの読書に関する意識等調査
- 2 全国学力・学習状況調査結果（抜粋）
- 3 学校図書館の現状に関する調査（抜粋）

## VIII 参考資料

- 1 関係法令
- 2 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（国）
- 3 用語
- 4 関係機関一覧

第3次大阪府子ども読書活動推進計画 (必要な施策を議論するためのアイデアの整理)

実施場所	対象 目的	子どもへの働きかけ						
		乳児	幼児	小学生	中学生	高校生等	特別な支援を必要とする子ども	
公立図書館 図書室	本と出会う					本のPOPの巡回展示		
	本と出会う・ 本に親しむ	おはなし会の開催						
		障がいのある子どもと点字や手話に親しむ						
		日本語を母語としない子どもに対する外国語図書の貸出し						
		読書通帳の配布						
		子ども向け資料の展示						
				調べ学習を支援するツールの作成				
					WEB、ツイッター、SNS等を活用した中学・高校生に特化した情報提供、啓発事業の実施			
	本と出会う・ 本に親しむ・ 目的に応じて 読む	本に関する相談に応じる						
		赤ちゃんリーフレットの配布						
		ブックリストや情報誌による情報提供				高校生を対象とした図書館活用講座の開催		
							点字・録音図書の作成・提供	
	目的に応じて 読む			社会見学や調べ学習を支援するため、学校への図書の貸出し・資料リストの提供				

大人への働きかけ		
人づくり	体制づくり・組織強化	社会的気運の醸成
障がいのある子どもと点字や手話に親しむ		
ブックリストや情報誌による情報提供		
読み聞かせボランティアの養成		
ボランティア、保護者への情報提供		
司書教諭・学校図書館司書と市町村立図書館職員に向けた研修の実施		
	市町村立図書館・図書館未設置自治体への情報提供	
	教材開発のための図書館活用支援、選書への協力	
	学校・支援学校への情報提供	
		子どもの読書に関する講座・講習等の開催









第3次大阪府子ども読書活動推進計画 (必要な施策を議論するためのアイデアの整理)

実施場所	対象 目的	子どもへの働きかけ					
		乳児	幼児	小学生	中学生	高校生等	特別な支援を必要とする子ども
社会 全体	本と出会う・ 本に親しむ	子ども向け読書イベントの集約・情報提供					
		スポーツ選手やミュージシャン等中高生に影響を与える大阪ゆかりの著名人によるお勧め本の紹介					
		配本サービスの実施					

大人への働きかけ		
人づくり	体制づくり・組織強化	社会的気運の醸成
読書推進のためのアドバイザーの派遣		
府域の子ども読書活動マップの作成		
子ども読書の日・読書の日広報の展開		
		読書の楽しさを伝えるキャン ペーン活動の展開
		大人向けの読書イベントの広 報の展開
		読書推進ノベルティの作成・ 配付

## 平成 27 年度 第 1 回大阪府社会教育委員会議事骨子

日時 平成 27 年 7 月 3 日（金）15 時 15 分～17 時 00 分  
 会場 大阪府庁新別館北館 会議室兼防災活動スペース 2  
 出席者 岸村委員、藤田委員、杉島委員、北浦委員、尾崎委員、土居委員、藤井委員、長谷川委員、  
 岩崎委員、萩原委員、竹下委員、面屋委員

## 主な意見

## 【読書の定義】

- 読書という言葉の概念について整理して考えておくことが必要。  
 調べ学習の定義を今回の計画の中ではっきり位置付け、調べ学習における本の利用について、評価してあげる仕組みは必要。
- 計画に読書の定義が必要であるとするが、「物語を読むのと同時に、情報を得て、理解し、人に伝えるコミュニケーション力」まで求められている社会の中で考える必要がある。電子メディアをはじめとしたメディアミックス社会の中、メディアリテラシーとの関わりの中での読書を考えていかないと今の子どもと乖離した計画ができてしまう。
- メディアリテラシーを含むような大きい意味での読書の位置づけ、「読書がその後のその人のどういうコンピテンシーになるのか」、をきちんとと言えないと現実との乖離の話は解決しない。本を読むことがどういう価値を持っているかをしっかり伝えるのが重要。

## 【計画の位置づけ・構成】

- 計画には、「府として何をするか」、「市町村に何を伝えるか」の 2 つの目的がある。  
 本を全く読まない子ども、家に本がなくて一度も家で読んでもらったことがない子どもにどのようなアプローチをしていくかは大きな課題の一つ。
- 計画の骨子Ⅲ 2 「目的に応じた施策」は子どもが主体となっているが、支援する組織や人を計画に入れる必要があり、この書き方でよいか検討が必要。
- 府は、不読率を気にしているようであるが、「調べることを（読書に）入れる」とかささまざまな意見もあるが、「子どもがどういう成長をして欲しいのか」をメインにして欲しい。

## 【必要な施策】

## &lt;総論&gt;

- 本を読む層、読まない層の乖離が開いてきている。読む子を先へ進ませていくのも必要だが、全く読まない子をどう引き込んでいくかが多分一番難しい。全く読まない層にどう働きかけていくかが、第 3 次計画には重要な視点と思う。
- 「本で調べるかどうか」よりも、「本で調べたほうがいいこと、ネットで調べたほうがいいことの使い分けをする力が育っているか」に重きをおいてもらえたらいいと思う。
- 読書は主体的に向かい合えないとできない、いろんなメディアに流れてしまう。行政の力でシステムとしていただくことが大事と思う。

## &lt;学校司書の配置&gt;

- 国の第 3 次計画では、学校司書についての内容が前回より充実している。学校司書は、本来、専門・正規・専任が望ましいが、なかなか進んでいない。少しずつ学校司書が増えているが、府が市町村を支援する間接的な方法、学校司書を研修する直接的方法等によりサポートすることが必要。  
 教員には読書活動の意義や学校図書館の役割を理解してもらうことが必要。
- 学校司書がいたから変わった」というくらいの力の入れ方をしたほうがいいと思う。  
 第 2 次計画で成果指標が出ていて、(何人配置した等の) 数字が大事なのはわかるが、実質何をとりかを（計画に）入れ込んでいくのがいいと思う。人がいるだけでなく、どんな人がいるかが重要。
- 司書の配置について最善に向けて推進して欲しいが、活用できるだけの環境が整っていないので、学校の管理職をはじめ担任の先生がどうやって図書館を活用するのか、連携を取る方法をどうするか体制整備について考えて欲しい。

#### <授業との関連>

○ 並行読書を取り入れる授業をやってみて、全ての単元ですと教科書が終わらないが機会がすこしでも増えることが大事、「どういう本があって、どういう本が子どもたちに調べやすいのか」子どもの目線になって先生が調べていくことは大切だと感じた。

○ 施策の体系のⅣ1、成長過程に応じて分かれているのはいいが（幼児から小学生の）連続性を考えていただきたい。

小学校に上がった時が一番初めのハードル。小学校1年は読める子も読めない子もいるが、「基本は読んであげる時間」。ひらがなは読めるけど精神年齢的にはもう少し難しい本が読みたいと思う子がいて、自分が読める本と読みたい本のギャップが生まれる時期。そのギャップを、学校の先生や学校司書が埋めてあげられるように考えることが必要。

子どもにとって「読書がハードルではなく幸せな時間」となるようにしてあげると、自然に読み続けることもでき、ハードルがなくなると読む力もつく。

読まない子は「読む必要がないと思っている子」と「ハードルが高くて読む力がない子」がいると思うので次の段階への連携を考えていただきたい。

○ 教師の資質を高めることが大事、子どもの本は読んであげるものであると捉えていただけるといいと思う。

#### <支援人材の育成>

○ 子どもと一番近い位置にいるつなぎ手をどう支援するのか。つなぎ手の中での重要度、本当の意味でのつなぎ手のなれる人をどう育てるのが必要。

#### <動機づけ>

○ 読書ノートや本の帯コンクール等子どもの意欲を引き出す動機づけは大切。

○ 読書通帳を作成したところ、読書率が1.9倍に増えた。通帳のように証しになるものがあるのは一つのきっかけではないか。きっかけづくりはどこでも取り組むことができるので読書を目に見える形でPRするのも良い方法ではないか。

## 報道発表資料

[大阪府トップ](#) > [報道発表資料](#) > 詳細

## 中之島図書館のカフェ出店事業者を募集します

<b>代表連絡先</b>	教育委員会事務局 市町村教育室地域教育振興課 社会教育グループ ダイヤルイン番号:06-6944-9372 メールアドレス: <a href="mailto:shichosonkyoiku-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp">shichosonkyoiku-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp</a>
--------------	---

<b>提供日</b>	2015年8月12日
<b>提供時間</b>	14時0分
<b>内容</b>	<p>中之島図書館は、明治37年に開設された歴史ある図書館で、壮麗な建物は、国指定の重要文化財であり、古典籍や大阪に関する資料、ビジネス関係の資料に特化した約59万冊の蔵書等の資料を所蔵しています。現在、中之島図書館では、順次リニューアル工事を実施していますが、平成28年度からは指定管理者制度を導入するとともに新たにカフェを設置し、多くの人や情報が集まり交流する文化ステーションとして展開していくこととしています。</p> <p>この度、中之島図書館の新たな魅力づくりに取り組んでいただける意欲的な出店事業者を以下のとおり募集します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li><b>1 契約の形態</b> 地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づき、店舗用区画を貸し付けます。</li> <li><b>2 貸付物件</b> 対象不動産(建物): 大阪府立中之島図書館 所在地 (地番): 大阪市北区中之島一丁目29番地3 貸付部分 : 南棟1階 16.39平方メートル 2階 132.25平方メートル 合計 148.64平方メートル 物件の位置図は現地説明会で配付します。</li> <li><b>3 貸付料</b> 年額2,040,000円(税抜)以上とし、出店事業者が提案した額に、消費税及び地方消費税の額を加えた金額とします。</li> <li><b>4 貸付期間</b> 契約締結の日(平成28年1月4日以降平成28年3月31日までの間で出店事業者が希望する日)から平成37年12月31日までとします。</li> <li><b>5 募集期間</b> 平成27年8月12日(水曜日)から平成27年10月13日(火曜日)まで</li> <li><b>6 募集要項等の配布</b> 配付期間 平成27年8月12日(水曜日)から平成27年10月13日(火曜日) 配付時間 午前9時から午後5時まで(ただし、8月12日(水曜日)は午後2時から午後5時まで) 配付場所 (1)来庁により受け取る場合 大阪府教育委員会事務局市町村教育室地域教育振興課 大阪府庁別館8階(大阪市中央区大手前2-1) 電話06-6944-9372 ※土曜日・日曜日及び祝日は閉庁日のため募集要項の配付は行っていません。 (2)インターネットによる場合 以下のアドレスからダウンロードしていただけます。 <a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/chikikyoku/cafe_nakanoshima/index.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/chikikyoku/cafe_nakanoshima/index.html</a></li> <li><b>7 応募に係る説明会</b> 日時 第1回 平成27年8月19日(水曜日)午後2時から 第2回 平成27年9月1日(火曜日)午後2時から 場所 大阪府立中之島図書館別館2階講義室 (大阪市北区中之島1丁目2番10号) 事前申込みが必要です。申込み方法は募集要項をご覧ください。</li> <li><b>8 応募書類の受付</b> 受付日時 平成27年10月8日(木曜日)、9日(金曜日)、13日(火曜日) 午前9時から午後5時 受付場所 大阪府教育委員会事務局市町村教育室地域教育振興課 応募方法 持参又は郵送(郵送の場合は10月13日(火曜日)必着)</li> <li><b>9 審査方法</b> 外部委員により構成する選定委員会が、最優先交渉権者を選定します。</li> </ol>

審査結果は申請者に書面で通知するとともに、ホームページにおいて公表します。  
結果の公表は平成27年11月上旬を予定しています。

※詳しい募集の内容・条件等については、募集要項をご覧ください。

**関連ホームページ** [中之島図書館のカフェ出店事業者を募集します](#)

**資料提供ID** 21500

[報道発表資料のトップへ](#)

[ページの先頭へ](#)